

山木屋地区復興拠点商業施設イベント運営業務委託仕様書

- 1 委託業務名 山木屋地区復興拠点商業施設イベント運営業務
- 2 業務期間 契約締結日から令和9年3月13日まで
- 3 業務場所 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」 ほか
(川俣町山木屋字日向40-1)

4 業務の目的

本町山木屋地区は原発事故による避難解除後9年を迎える現在、人口の減少とともに帰還率が5割、うち高齢者が7割を占め、避難前の活気や賑わいを取り戻せていない状況である。

賑わい創出のためには、山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」の魅力を広域的に発信し、地元芸能、地元食材、さらには自然豊かな土地柄を活かした体験型イベント等のコンテンツを盛り込んだ誘客イベントを実施し、当該地区の更なる魅力向上とともに施設来訪の機会の創出を行うことを目的とする。

5 業務の内容

目的達成のために「秋・冬」の2回に分けてイベントの運営を行う。また、効果的な集客のために必要なポスター・チラシ等の広告物の作成を行い、各イベントの実施にあたっては、会場設営及び撤去を行うこと。

① イベントの運営

【イベント概要（秋）】

- ・開催日 令和8年10月4日（日）
※第一日曜日の三匹獅子舞へ合わせる
- ・開催時間 午前10時から午後4時までの間
- ・開催場所 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」敷地内
- ・内 容
 - (1) 司会は地元へ根差したアナウンサー等とし、山木屋太鼓、三匹獅子舞等の地元芸能または地元の学校等の町・地区にゆかりのある団体のステージパフォーマンスおよび一般の参加型イベント
 - (2) 地元産食材・花卉等の出店（地元産食材・花卉等を販売することで、地域農業のPR及び活性化を図る。また、付近を通行する車

両がイベント開催を認識しやすくするためキッチンカーの配置を検討する)

(3) 川俣町及び山木屋地区の情報発信および一般参加者を対象にした体験コーナーの設置

・対象者 県内外の来客、地区住民

【イベント概要 (冬)】

・開催日 令和9年1月または2月

・開催場所 山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」敷地内 ほか

・内容

(1) 敷地内に区画を作り、冬のキャンプのイベントを行う

(2) 極寒でのキャンプであるという性質上、原則として参加者は20歳以上かつキャンプ経験者が対象

(3) 講師を招き、川俣シャモ等、地元の特産品を用いた料理教室の開催

(4) 川俣町及び山木屋地区の情報発信および一般参加者を対象にした体験コーナーの設置

・対象者 県内外の来客、地区住民

※いずれの回においても、内容等について変更する場合は別途協議すること。

② イベント開催を告知する広告物の作成

・秋(10月)、冬(1月または2月)の計2回の開催とする。

・当イベントの開催を広く周知するため、チラシ及びポスターの広告物を各回分作成すること。

・チラシはA4版片面カラー光沢紙とし、ポスターはA2判片面カラー光沢紙とする。

・各種SNSを活用し、集客効果を高めること。

・上記のほか、集客に効果的と思われる周知方法があれば実施すること。

③ イベントの実施

・必ず会場イメージ図を作成し、発注者の事前了解のうえ会場設営及び撤去を行うこと。

・撤去及び清掃の実施を行い現状に復すこととし、イベントで発生したゴミを処分すること。

④ 会場仕様

・来場者は、イスに座ってイベントを観覧できるようにすること。

- ・イベント案内を行う受付所兼イベント本部は必ず設置すること。

⑤当日運営スタッフの配置

- ・当日運営スタッフを適宜配置すること。また、道路からの車両及び歩行者の出入ならびに駐車場整理のため、必要に応じて警備員を配置すること。

⑥保健所・消防署許可関係

- ・イベント実施にあたって、法令上、短期食品提供届等の管轄保健所への届出が必要となる場合は、発注者へ届出書類の作成及び届出代行を行うものとする。
- ・イベント実施にあたって、法令上、催物開催届出書等の消防署への届出が必要となる場合は、発注者へ届出書類の作成及び届出代行を行うものとする。

⑦その他

- ・イベントの開催前に会場図、イベント台本、警備計画書、実施体制図等を作成し、発注者との打合せを密に行うこと。なお、必要に応じてその他関係者との打合せへ応じること。
- ・イベントの来場者または関係者が対象となるイベント保険に加入すること。
- ・イベントの荒天等による中止の判断は発注者の指示に従うものとし、中止に伴って生じた各種キャンセル料の支払いの有無またはその金額は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ・その他、イベントの運営及び実施にあたって必要な事項は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

6 実績報告書の提出

各イベント完了の都度、速やかに発注者へ実施報告書を1部提出すること。

7 業務委託料の請求

全ての業務の完了後（中止となった場合も含む）、業務の完了を確認するための発注者による検査を行い、検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。または当該業務委託料は完了したイベント毎に分割して請求することができるものとし、その際、発注者の検査を都度受けるものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項は、別途発注者と協議のうえ決定するものと

する。